

成島信遍年譜稿 (五)

久保田 啓 一

享保十一年 丙午 一七二六 三十八歳

(承前)

○ この年末頃か、服部南郭より書牘「与島帰徳」を受け取る。

『南郭先生文集』二編卷之九所収「与島帰徳」の全文を版本に従って掲げる(ただし引用は『詩集 日本漢詩』第四卷(汲古書院、昭和六十年)の影印に拠った)。

聞近^レ已^ニ除^レ服^ヲ從^レ事^ニ、想^ニ以^ニ靡^盪ノ故^一、不^レル^カ得^レ不^レト^ヲ、
断^レ恩^ヲ与[、]情^亦可^レ悲、爾^来益^復潤^焉、計^ニ当^ニ鞅^掌ナル^ト甚^イ、
哉^喬之^不敏^{ナル}於^事、嚮^ニ者^足下^儼然^ト在^レ憂^ニ也、乃^不レ^レ巾^セ、
人^孰ガ^不レ^レ謂^ニ喬^ヤ也^有シヤト^一日^之哀^於其^交誼^ニ乎、不^レ知^レ、
所^ヲ解^シ、亦^恃ム^ノミ^母キ^ヲ失^レ其^為故^耳、夏^時所^ノ承^属スル^ノ佳^稿、
前^已ニ^面及^ス、偶^因遺^忘ニ^謂ヘ^リ不^ト承^領セ[、]近^口檢^テ篋^中ヲ^得レ^之、
方^ニ知^紛冗^之際[、]忽^焉留^月余[、]怠^慢不^恭可^ニヤ^勝テ

謝^ス哉、今^乃点^檢奉^返、廢^格之^罪、幸^ニ恕^シ而^置ケ^之、伏^乞休^暇見^レ臨[、]

本書牘の四つ後に配列される「答富春叟」で荻生徂徠の逝去が語られるので、ここにいう「除服」は享保十一年の養母の死による服喪明けを意味すると見て間違いないまい。「年譜稿(四)」(『日本文学研究』三十号、平成七年一月)で述べたように、喪が明けたのは同年十二月初頃と推定されるから、年内に南郭から本書牘を受けたと見た。ただし、やはり前号一一〇頁に掲げた「三世のなみ」の起復の歌の詞書では藤衣の秋のたもとをしぼる歌に続いて「幾程なく」起復の命を受けたとあるし、本書牘の冒頭で「以靡盪故、不得不断恩与」とするのと考え合わせると、信遍は公務のために服喪を早めに切り上げられて職場復帰した可能性もある。

さて、信遍はこの年の夏に南郭あてに「佳稿」を呈した。しかし南郭は多忙に取り紛れて放置し、信遍宅を弔問することさえしなかった。その謝罪が主旨となる。信遍が詩文を送った「夏時」は養母の死以前に相違あるまいが、内容その他一切不明。

享保十二年 丁未 一七二七 三十九歳

○ 十一月七日、有馬兵庫頭氏倫を通じて奥より文庫に返却される「円機活法」(二十冊)「事文類聚」(六十冊)を点検し、その混乱を下田幸大夫師古に報告するか。(『幕府書物方日記』六)

この項は、同年十一月八日の条の記事に拠るが、有馬氏倫から御書物方に連絡があったのは前日の七日。八日の八時に掲出した二点も含め十点が返却されたが、「円機活法」と「事文類聚」の点検については、

右之内、円機活法・事文類聚二部ハ、道竹方にて一覽いたし候所、彼是入込違ひ候所も有之候二付、幸大夫殿へ道竹其旨申達候由、此旨幸大夫殿へ申通候様ニと兵庫頭殿被仰聞候。

とあって、七日の時点で点検結果が当日出勤の御書物奉行下田幸大夫師古に報告されていた事、行き違ひのないよう氏倫が師古への確認を求めている事が知られ、返却前に混乱の指摘は成されていたことになる。問題は「道竹」が「道筑」という点。これは恐らく道筑であろう。あて字に「道竹」を使用する例は他にも見られるし、何よりも御書物方と吉宗側近の連絡役として道筑信遍以外の「道竹」を想定するのが困難なためである。

○ 十一月十五日、文庫より「李滄溟集」(十二冊)「李空同詩集」(十冊)「兪州山人四部稿」(六十二冊)

の三点を拝借、今後は有馬氏倫・加納久通に前もって届けることなく拝借が可能となる。

(『幕府書物方日記』六)

経緯は日記本文につくのが簡明であろう。

右三部、成島道筑^江拝借二付、今日相渡申候、是ハ去十日兵庫頭殿幸大夫^江、道筑拝借願相済候二付道筑^江対談之上相渡候様ニ被仰渡候、道筑も其段幸大夫^江申聞候、向後ハ、道筑御書物拝借有之節、其度々兵庫頭殿^江御届申二も及不申、相渡候以後兵庫頭殿^江ハ御届^ケ申積御座候、今日道筑^江右之三部又助(御書物奉行奈佐又助勝英——引用者注)相渡候二付、兵庫頭殿^江書付を以御届申上候、且、兵庫頭殿^江計御届申二も不^レ限、遠江守殿^江道筑^江被仰渡候義道筑申聞候ハ、承合、遠江守殿^江御届可申候、今日、三部御書物相渡候付、請取證文道筑^江請取置申候、御書物返上之節相返可申候、則御筆筒へ入置申候。

信遍が文庫より書物を借りる場合、まず御側御用取次の有馬氏倫か加納久通に拝借願を出す、その決裁の後、氏倫か久通が御書物奉行に通知し、信遍が受け取りに来たら貸し出すよう指示する、貸出の後、奉行が氏倫・久通にその旨報告するといふ手続きを必要とした。今後は信遍—御側御用取次—御書物奉行といふ前半の経路を省略し、信遍への貸出内容を事後報告するだけでよいこととなった。勿論信遍からは請取証文を取る。この処置は、吉宗の側近中の側近として極めて多忙な氏倫・久通の事務処理量の軽減化を一番の目的とするに違いないが、それだけ信遍の借出頻度が突出していたこと

も意味しよう。吉宗の指示を受けた氏倫・久通が信遍に文献調査を命ずる機会の激増がその背景にはある。またこの特別の配慮が、信遍の好学ぶりを公的な場で確認し得る例として数え上げられるべきであるのも確かだろう。

○ 十二月二十四日、有馬氏倫拝借「近思録」(四冊)の返却に関する田沼主殿頭意行の連絡を御書物方に伝達する。(『幕府書物方日記』六)

田沼主殿頭意行は、この時吉宗の御小性であり、同世代の冷泉門人として信遍とは親交があった。意次の父として知られる。なお「近思録」は十一月二十六日に氏倫に貸し出されたが、御書物奉行下田幸大夫との連絡役はやはり意行であった。返却の件も当然意行が伝えて然るべきと思われるが、信遍が代行したのは意行が不在でもあったためか。奥坊主組頭並の信遍と御小性の意行とでは立場が全く異なるけれども、吉宗側近と文庫との連絡役という点で、二人の任務には共通する所が多かったであろう。

○ この年、先に琉球国より献上された屏風の文字を解説、屏風の絵二枚を吉宗より賜わる。

(『諸家系譜』、『諸家譜』、『道筑略譜』、『実紀』附録卷九)

典拠四点のうち、最も具体的情報に富む『諸家系譜』では、

享保十二^末年月日不知、先年琉球国献上之御屏風詩之文字、態

与置所を混雑仕、難様二認有之候。右古詩二而も候哉、読可申旨被仰付候処、右近躰^{イ御屏風}之詩二御座候、決而古評^詩二而は無之旨申上、於御前右御屏風文字別紙写、一字ツ、に剪候而上下次第二綴り合候得ば、近躰之詩二首と相成申候。一首は唐沈佺期詩、一首は文花^{文苑英華}中之劉氏之詩二御座候。此段申上得ば、為御褒美其御屏風之絵二枚被下置、今二家蔵仕候。

とある。特に屏風の詩の正体を明記したのは『諸家系譜』のみ。「文苑英華」が「文苑英華」の誤記であることは言う迄もない。「劉氏」だけでは人物の特定は困難だが、「文苑英華」中の劉姓の詩人の諸作で圧倒的多数を占める唐の劉禹錫の可能性が最も高い。

琉球使節が吉宗に謁したのは享保三年十一月十三日のことであった。「実紀」巻七の当日条に献上物が列挙してあるが、当該の屏風そのものは見当らない。中に「堆朱硯屏一對」とあるのが或いはそれかと思われるが、硯屏と屏風は恐らく同一とは見なせない。実体は不明という他はなさそうである。

『実紀』附録卷九では「貽謀録」を基にやや異なつた角度からの記述が見られる。

いつのころにか琉球国より進らせし屏風を御覧あり。それに金泥もて詩を題せしをよむべしと仰らる。道筑つくづく見て、これはあやまり多くして語をなしがたし。うたがふらくは、かの国人等詩の心を弁へず、よくよみときもせざりしを、みだりに書しなるべしと申す。さらば其あやまりをたし、詩にても文にても、読とくべきやうにして進らせよと宣ひしかば、道筑則其文字を紙にうつし、一字ごとにかうがへて、八句の詩二首と

なして奉りければ、是にてはいかにも詩となりたり、もし古人の作なるや、猶たすべしとありければ、それより二日ほど御文庫に入て、諸家の文集を捜しけるに、この詩を見出しければ、其姓名を書いて奉る。これは汝かねて心にしるして、かくあらためしにやと御尋あり。道筑さらに記臆せしにあらざと答へ奉りければ、こよなく御感ありて、汝が才学、実に古へに恥ず、琉人等がくはだて及ぶべきにあらず、其恩賞にこれをとらすべしとて、かの御屏風の絵をたまはりけり。今もなを家に存す。

〔徳川実紀〕第九篇三〇—三二頁

こちらでは信遍の調査能力の高さに吉宗が感嘆したという方に重点が置かれている。言わば琉球側の文化上の挑戦に見事に応え得た信遍の才学を称するのが主で、詩の作者の姓名は明示されない。

なお、この調査に関する信遍の動向は、『幕府書物方日記』の享保十二年分を通覧しても裏付けが取れず、拝領の絵も天保元年の火災で焼失したと見られ伝存せず、真偽の程は不明のままである。

享保十三年 戊甲 一七二八 四十歳

△ 正月十九日、萩生徂徠没、六十三歳。

『芙蓉楼集』が焼失して伝わらない今、信遍の徂徠門としての活動を跡づけるのは不可能である。徂徠入門がいつなのか、徂徠が吉宗の諮問にあずかるようになる晩年に至ってのことと推測されるものの、なお不分明のままである。入門といえは、林家の門人録『升

堂記』（東京大学史料編纂所蔵）にも信遍と覚しき人物は見当らない。朱子学から古文辞学に進んで、結局は学統・学派による色分けとは無縁の好學に終始した信遍らしい曖昧な閥歴ではある。

なお、信遍の経學者としての側面については、『芙蓉楼玉屑』（川越市立図書館蔵、本紙二六—二九号掲載）や『書紳遺言』（宮内庁書陵部蔵『片玉集』前集卷四）などを中心にした別稿を準備中なので、詳細はそちらに譲る。

○ 二月二十日、有馬氏倫よりの下問に答え、十三経が文庫に四部あり、うち一部を信遍が拝借中の旨、御書物奉行堆橋主計が報告する。（『幕府書物方日記』七）

一 昨十八日兵庫頭殿より御切紙にて被仰下候ハ、十三経御文庫二何部有之候哉、書付、唯今可差上之旨二付、主計御目錄吟味之節写置候扣にて吟味仕、十三経四部御文庫二有之候、内一部ハ成島道筑拝借仕置候段、書付を以御返答申上候、

これだけ読めば、なぜ氏倫が十三経のような大部の書の所蔵数調査を堆橋主計に命じたかが判らない。そもそもはこの年二月二日の一件が、まず前提として指摘されなければならない。

昨日肥前守殿被仰渡候儀二付、今日兩人致登城、土岐左兵衛江申入候処、則、於新部屋被出合、左之覚書彦通被相渡、何茂申談伺書之下書相認為見可申由、被申聞、

一 御書物同書数部在之内、一通宛差置相濟候ものハ、吟味之上宜キ書一通差置候事

一 同書之内文段ニ相違在之、両様共ニ難捨書ハ、二通ニ而も
三通ニ而も差置候事

一 和板ニ茂在之不珍書ニ而茂、数部有之可然ものハ、二三部
も差置候事

一 二部有之内、写本又者珍敷書者、其儘差置^キ候事。

前日、御側衆戸田肥前守を通じて御小性土岐左兵衛朝直に面談を
求められた御書物奉行松村左兵衛・下田幸大夫の兩人は、朝直から
複数部数所蔵する書籍の扱いに関する覚書を示され、伺書の下書を
草するよう命ぜられた。翌三日には早速検討を開始し、五日には重
複書籍の処理基準の申し合わせ事項を定めている。前掲の覚書の趣
旨に沿う形で所蔵の部数に応じて定められた細則は次の通りであ
る。

一 二部物之内、ともに和本にて同板二候ハ、一部ハ除き可申
事

一 二部物之内、一部和版一部唐本にて元同版二候ハ、唐本之
方除き可申事

一 二部物之内、ともに唐本二候ハ、同板にて異板二ても差
置候事

一 御代々從御前出候分ハ、差置可申事

一 三部物、同板之分ハ、二部ニいたし可申事

一 三部物、異版二候ハ、差置可申事

一 四部以上之分ハ、異版二候とも、吟味いたし、三部差置可申
事

但、四書・五経ハ格外之事

同版・異版、和刻本・唐本の別に配慮した決定で、書誌学の上か
らもほぼ妥当な内容と思われる。それはともかく、氏倫が二月十八
日に十三経の所蔵部数を問い合わせた事実には、二日に始まる一連
の動きが流れ込んでいることになり、その前提で意味を考える必要
がある。

十三経は四部蔵されていた。「四書・五経ハ格外之事」とあり、
本来十三経はこの規定の埒外にあると考えられるが、四部に焦点を
据えれば四部のうち一部は処分してもよいとの結論に達するのは無
理ではあるまい。しかも四部のうち一部は、享保十年九月十七日以
来信遍が借り出している。氏倫に十三経の調査を指示したのは吉宗
であろうから、吉宗にはその必要があったということになる。事実、
この後三月二十九日には、御書物奉行奈佐又助が、信遍借出中の一
部を除く三部の十三経をそれぞれ三冊ずつ氏倫に差し出している
し、四月四日には林大学頭信充に三部の版の異同を調査させてもい
る。この時期、吉宗の周辺で十三経の精査を必要とする理由とは一
体何であろうか。推測するに、この時の吉宗には、信遍に貸し出さ
れている十三経をそのまま下賜する思案が生じつつあったのではな
いか。信遍が非公式にその旨願い出たのかもしれない。更に言えば、
二月早々に重複書の処理案の提出を御書物奉行に命じているのも、
信遍への下賜を無理なく進めるための下準備という意味があったの
ではなからうか。少なくとも、四月の日光参詣に随行できない嘆き
の歌を耳にして下賜を決めたとする『諸家譜』等の、突発的な吉宗
の判断にすべてを帰するかのような記述は、不正確と見なさざるを
得ないのである。

○ 三月十五日、高田馬場にて流鏑馬復興。古式の考証に携わる。(『実紀』卷二十六、同附録卷十二)

この日の流鏑馬は大納言家重の痘瘡平癒を祝つてのことであつた。信遍は先の大追物同様古式の考証に従事し、その成果を吉宗に献じて参考に供した。『実紀』附録卷十二には次のように伝える。

流鏑馬も中古以来絶たるを興し給はんとて、諸家の記録をあまた御参考ありて、成島道筑信遍に仰せて、流鏑馬の事類聚せる書をつくらしめ給ひ、其後もなを広く考へ給ひて、綾岡笠をはじめ、萬の調度ども、かたの如く備はりしかど、古の式法其ま、に伝はりたるにあらねばとて、騎射挾物と名づけ給ひ、流鏑馬とは称すまじと仰下されたり。これ御謙遜の盛慮なるべし。

「流鏑馬の事類聚せる書」の实体は不明。

○ 四月十三日、吉宗、日光社参詣に出発。随行に加えられなかつたのを嘆く歌を詠ずる。

(『諸家系譜』、『実紀』附録卷九、『三世のなみ』)

享保十三年^申年四月十三日日光御社参之前日、御供にもれしをなげきて、

あぢきなく頭の雪とふりはてん黒髪山ものほりえぬみは

と詠候を、御聞二入、御出立之未明二被召、今度留主三罷在候二付、十三經全部被下置候旨、有馬兵庫頭被申渡、拝領、只今二家蔵仕候。(『諸家系譜』)

『実紀』附録卷九の記事では、信遍の歌を吉宗に言上したのは田沼主殿頭意行の所為となつてゐる。また『三世のなみ』では、「日光御社参の頃御供にもれしことを歎てのものかみもゆき朝臣に申侍し」との詞書があつて、『実紀』附録卷九の信憑性を支える。もつとも内閣文庫本『三世のなみ』では、当該歌の第三句が「なりはてん」となつてゐる。これは、大阪市立大学附属図書館森文庫蔵本に「ふりはてん」とあり、他の文献もすべて「ふりはてん」の本文を有すること、修辞からみても「降り」と「古り」の掛詞が「なりはてん」では成立しないことの二点から、内閣文庫本独自の誤写と認定される。この歌は『甲子夜話』卷百にも登載されており、信遍の詠歌としては最も人口に膾炙してゐる。『三世のなみ』によれば、冷泉為久から「自分の述懐にてはさもあるべき事に候」との褒詞も得た。

なお、当該歌を耳にした吉宗が出発の朝に十三經を下賜したという『諸家系譜』の後半の記述に若干の誇張と虚構が混じることについては、後に触れる。

○ 五月二十九日、拝借中の十三經を下賜せられることとに決定、有馬氏倫がその手続きを御書物奉行に指示する。(『幕府書物方日記』七)

この日、御書物奉行堆橋主計と松村左兵衛は、加納遠江守久通の指示で「陝西通志」「西安県志」「鳳陽府志」の三部を興へ差し上げたが、その折、有馬氏倫から仰せ渡しがあつた。

右之節、兵庫頭殿、於新部屋被仰渡候者、成島道筑拜借之十三
經註疏直二被下候間、左様可相心得候、右被下候二付、若年寄
中印形にても入候哉、吟味申上候様二被仰渡候、

十三經下賜の手続きはこの五月二十九日に開始されているのであ
り、実務的な処理にはなおかなりの日数を必要とした。まずは上司
の若年寄の印がいるか否かの検討を氏倫は命じたわけである。

○ 六月一日、下賜の先例を松村左兵衛が調査し、若
年寄の印形不要の旨、有馬氏倫に報告する。

〔幕府書物方日記〕七

兵庫頭殿昨日左兵衛^江被仰渡候、道筑^江被下候十三經之儀二付
若年寄衆御印形二而も入候哉之事、今日、兵庫頭殿^江左兵衛懸
御目、享保元年^甲年^江洪川右門^江被下候二十一史、又者、寅年経
解禁裏^江御進献之事等之節、御老中・若年寄衆いづれも御書付
を以被仰渡、御印形者無御座候段、先例申達候得者、兵庫頭殿
被仰候者、此度道筑へ被下候儀も、若年寄衆合成とも、又者拙
者共合成共、被遂御相談、追而御書付二而も御渡可被成由、被
仰候、
何事も先例を重視するのが役人の常、実直な松村左兵衛は天文方
洪川右門敬尹や禁裏献上の二件を報告、いづれも書付に老中・若年
寄の印形が無かった由を上申する。信遍への下賜の手続きも、この
先例に従って進行することとなる。

成島信遍年譜稿(五)

○ 六月中旬、滝北山の遺稿『北山遺稿』が江戸浅蔵
屋久兵衛より刊行され、附録に北山の早世を悼む五
言律詩二首入集、あわせて跋文を寄せる。

『北山遺稿』は大本一冊。刊本。服元喬(享保戊申之巻)序二丁、
江忠園序四丁(うち半丁は野線のみ)、本文十九丁、附録三丁、そ
して信遍の跋二丁の全三十丁。裏見返しに刊記がある。内閣文庫本
の刊記には

享保十三^甲戊戌六月仲流

江府 書舎 淺草金龍山門前 浅蔵屋久兵衛梓行

とあるが、『割印帳』では同年九月の行事小川彦九郎割印の五点に
含まれるので、実際に刊行されたのは九月以降と見られる。なお浅
蔵(倉)屋久兵衛は、信遍著『題苑』や入江南溟の『南溟詩集』の
刊行にも関与することになる。本書が南溟の編集にかかり、『題苑』
にも南溟が序を寄せたことを思えば、浅蔵屋と南溟の強い結びつき
を想定するのは容易であろう。

滝北山の人となりは南溟の序に最もよくあらわれている。

北山、名は正武、字は仲李、日根正朗の仲子なり。人となり俊
抜穎悟、幼にして母を喪す。惟だ父兄に事ふ。

北山の父は日根正朗。『諸家譜』巻九百八十五によれば、正朗は
通称藤助、号一指。実父は松平主殿頭家臣戸松藤兵衛で、日根正福
の養子となった。正徳元年に家督を相続、御納戸番・小普請方に列
した旗本である。享保十一年十二月十九日に致仕し、宝暦八年十月
十八日に八十九歳で没する。『諸家譜』には嫡男正偏、その弟正心

のみ登載され、正武の名は見えない。事蹟を残すことなく早々と没したため、系譜から省略されたものか。

北山の孝と一家の融和を述べたあと、北山が南溟に入門する経緯を記し、その学力を称して言う。

餘力乃ち馳馬擊劍の術を習ひ、亦た其の箕裘を継ぐに足れり。

一旦業を輟めて歎じて曰く、此れ士の常、豈に事とするに足らんや。男児死せば則ち已まん。已むこと無くんば其れ文か。則ち下帷篝燈す。何くも亡くして句読に通じて五行共に下る。乃ち学を余に請ふ。余一たび之を見て、其の人となり奇とす。

循々として之を教ふれば則ち三隅を以て反し、且つ時に予を起す。年纔かに十有五、乃ち冠す。滝氏と改め仲李と字す。突として弁せるや、蓋し夙成を欲するなり。十二にして詩を作るに志有り。余之を導くに盛唐を以て鶴と為す。乃ち学びて厭はず。其の作る所を観るに、亦た以て発するに足れり。

武芸に長じながら翻然と学に志す心のうちはいまひとつ明らかではないが、「夙成を欲する」北山の才学はめざましく、南溟も「奇とす」るに充分であった。日根氏から滝氏へと改めたのは、養子に入ったゆえか。滝家の素姓は不明。南溟が北山を導くに「盛唐を以て鶴と為」したのは、学統からいっても当然のことである。

だが北山は病弱で寿に恵まれなかった。

然れども性多病、或は作し或は輟む。去年丁未の秋、病て臥す。起たず遂に亡す。遺稿三卷有り。其の兄以て余に示す。余且つ誦み且つ泣く。句々涙の徒ふなり。乃ち之を梓にして以て蔵めんと請ふ。已にして業を卒へて起て嘆じて曰く、奇なるかな、

日根氏の子、人の世に在る、骨と与に朽ること莫くんば足んぬ。是れ有るかな。寧ろ才の美か。

南溟にとって、恐らく最高の資質を有したのである。門人北山の若すぎる死がいかに大きな打撃であったかがうかがわれる。序の最後は、社兄服子遷が序を請ひ、島婦徳跋有り。不佞略其の始末を記して以て附すと云ふ。蓋し仲李卒する歳十八、此の集十三より十五に至る。後ち乃ち病て廢す。故に僅々に五七言律絶、而して七言律絶だ少し。亦た一二采て體に備ふ。其の他の諸體、志有て成らず。天之が年を假ざるなり。諸君贈る所の哭詩、併て之を録し、題して北山遺稿と曰ふ。北山は其の号なり。此れ完璧に非ずと雖も、亦た以て其の才の得難きを明すに足れり。

(以上、原漢文)

と結ばれる。北山の享年は十八歳。南郭に序を、信遍に跋を求め、諸家の哭詩を編んで附録とするという、「北山遺稿」の成立事情をつぶさに証言した内容となっている。北山への想いの深さもあわせ、南郭・信遍の序跋の客観性とはまた異なる趣きの文章といえよう。附録に収められた信遍の「全(哭北山秀才)二首」は次の通りである(訓点原本通り)。

全二首 錦江島飯徳

夙蒼傾^レ朝野^一 夙蒼朝野を傾く

妙年能^ク属^ス文^ヲ 妙年能く文を属す

鳳毛天已^ニ奪^フ 鳳毛天已に奪ふ

駿骨名空^ク聞^ク 駿骨名空しく聞く

吳橘情偏ニ厚ク
楚材思ヒ不レ群セ
風前悲ミ玉樹ヲ
將テ涙ヲ洒ク江雲ニ
吳橘情偏に厚く
楚材思ひ群せず
風前玉樹を悲しみ
涙を將て江雲に洒ぐ

諸彦金閨ノ籍

由來推ニ謝莊ヲ

龍材元ト僞儻

鵬翼欲ニ翱翔セシト

延水劍先去リ

斗間氣亦亡フ

空ノ餘ヲ芳艸ノ句一ヲ

春雨冷ニ池塘ニ

諸彦金閨の籍

由來謝莊を推す

龍材元と僞儻

鵬翼翱翔せんと欲す

延水劍先づ去り

斗間氣亦亡ぶ

空しく芳艸の句を餘して

春雨池塘に冷し

続いて卷末の信遍跋の全文を掲げる。訓点は原文のまま。ただし適宜句点を補った。

北山遺稿跋

瀧秀才蚤夭セリ矣。所存スル者ハ詩耶名耶孝友耶。江生叙シ其孝友ヲ。梓ニ其詩ヲ。乃名之不レ亡レ亦頼レリ焉。乃請ニ序ヲ南郭先生ニ。而瀧秀才之茂異。死而不レ亡炳如タリ也。愁士非レズバ附ニ青雲ニ。悪カ乎成レ名ヲ。々者美器也。鬼神之所レ怙ム也。魯ニ有レテ大_一臣史闕セリ焉。蓋名不_レ苟_レ彰_レ。以_レ文章行事_一而彰_レ。結繩之世必也_レ不_レ乏_レ其人_一。然_レ遯乎_ト無_レ聞者獨何哉。如_レ鴉舌侏離_一。拳_レ國不_レ成_レ章_一也。名實安適ニ_レ暇_一矣。壽夭ハ天也。百歳_一

為_レ上_一壽_ト。札瘥天昏又何_レ限_レ哉。文章行事務不_レ在_レ人_一乎。瀧秀才之於_レ此刻_一。其為_レ不_レ幸_ト耶。抑_レ臆_ニ其腹_一種_レ其髮_一。而没_レ世_一名不_レ稱_一。則其為_レ幸_ト耶。識者甄別_レ焉。

東都圖書府主事 錦江島信遍誌

哭詩・跋文ともに北山の人となりを直接は知らない信遍の、修辭に多くを負う表現志向がうかがえる。跋文の末尾あたり、四十路に入った自分と北山をそれとなく対比せざるを得ないような信遍の心根も仄見える。勿論一般論で終始しているものの、「臆其腹」のごとき表現には己れの体軀に対する視線を感取できるようにも思えるのだが、いかがであろうか。

参考までに「附録」に哭詩を寄せた諸家を列挙しておく。釈君英・(信遍)・釈大黙・釈増徳・北嶽宮子元・東里高墨水・雪山渡伯玉このうち「東里高墨水」は高野蘭亭であろう。

○ 八月九日、四月十二日付で十三経を下賜された旨の書付が、有馬氏倫より御書物奉行へ渡される。

(幕府書物方日記七)

道筑江十三経被下候ニ付、書付ニ而も相渡候哉之義、先達而相尋候処、先例被申聞候、仍之書付如何様ニ認遣。各方留ニ宜敷候哉下書ヲいたし差出候様ニと、兵庫頭殿、申四月十二日道筑江被下候由之御書付、御渡被成候、氏倫から書付の下書用に渡された書付には、十三経が四月十二日

に下賜された旨が記されている。二連の手続きが開始されたのは五月二十九日であったが、この八月九日に至って漸く下賜の日付が正式に書面で四月十二日と定められた。即ち日光社参発駕の前日に当る。その日吉宗が実際に信遍に対して、拝借中の十三経をそのまま下賜する旨の伝達を行ない、八月九日に至ってやつと事務処理が追認という形で追いついたと見るべきなのか、それとも五月二十九日以前には公式の下賜は成されず、八月九日になって四月十二日に遡って下賜したこととされたと見るべきか、そのところが判然としない。翌十日に書付を氏倫に提出して、ようやくこの件は結着を見るのだが、書付の様式などについては、次項にあるごとく、年末まで事務方の検討が続いた。「あちきなく」の歌に感じた吉宗から即座に十三経を賜るといった劇的な展開は現実的には成り立たず、御側御用取次と御書物奉行との地道な折衝の過程を必要とした。

○ 十二月二十八日、信遍へ下賜された十三経の冊数に關する書付につき、有馬氏倫と御書物奉行松波金五郎が相談する。(『幕府書物方日記』七)

この書付については、時期も時期と思つたか、氏倫も「文段悪敷候か先格有之候ハ、其訣可申上候、年内ニも限り不申候、春ニ至り可申上よし、被仰聞候」と鷹揚なところを見せている。

ともあれ、あまり前例のない御文庫の書籍下賜という出来事が事務方をいかに煩わせたか、一つ一つの交渉を順を追つてたどるにつけ、江戸幕府の事務処理の慎重さというか融通のきかなさに驚嘆せ

ずにはいられない。

○ この年、二十一史を賜るか。(『諸家系譜』、『諸家譜』、『伝』)

『諸家系譜』は、四月十三日の項で引用した条に続いて、同年月日不知、二十一史拝領、今二家蔵仕候、

と記す。「伝」も「同(享保——引用者注)十三年、尋賜二十一史」とするが、『諸家譜』は「十三経を恩賜せられ、のちまた二十一史をたまふ。」という曖昧な記述に後退している。

「伝」(『江戸時代文学誌』第六号七一頁―七二頁に翻字掲載)は、十三経下賜と吉宗の日光社参をとともに享保十二年のこととするといふ、伝記考証としては看過できない重大な誤りを犯しているから、二十一史の享保十三年下賜も真偽の程が知れない。要するにある程度信頼できそうなのは『諸家系譜』のみなのである。

しかし、これも疑わしい。なぜならば、十三経については過剰と思えるくらいに事務処理の一つ一つを書き込んでいる『幕府書物方日記』が、同年に賜つたとされる二十一史に關しては全く触れていないという事実があるからである。二十一史が紅葉山文庫所蔵でないとしたら、日記に載らないのも了解できる。では一体どこから二十一史を用意したのか。それが解明されぬ以上、享保十三年に十三経に続いて二十一史も拝領したとの確証は得られない。「賜るか」と疑問の余地を残したのはそのためである。